相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市鶏冠井町番田三番地四三、最後の住所京都府向日市鶏冠井町三番地の四三　被相続人　亡　元塚百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

京都市中京区御池通高倉西入高宮町二〇〇番地　千代田生命京都御池ビル九階　相続財産管理人　弁護士　菱田基和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市粟生間谷東五丁目一七五三番地二、最後の住所大阪府箕面市粟生間谷東五丁目四番二四号　被相続人　亡　西川　靖彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階　相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区元町一丁目五番、最後の住所大阪市浪速区敷津東一丁目五番五号　被相続人　亡　西脇　正大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

大阪市北区西天満二丁目一〇番二号幸田ビル四階四〇一号室　相続財産管理人　弁護士　天野　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田市宮原町新町一二三番地、最後の住所神戸市垂水区山手一丁目八番三一号　被相続人　亡　内芝　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

神戸市中央区楠町二丁目二番六号　クスノキ壱番館二階　大倉山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　河端　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市川上三九八番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台四丁目一八番六　被相続人　亡　那須　智紘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地弁護士法人菊井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市志方町廣尾一三二番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町上郡七一八番地一三　被相続人　亡　山本　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡新得町本通北四丁目四番地、最後の住所和歌山県和歌山市男野芝丁三番地　雄湊団地一―五―三一　被相続人　亡　若原セツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

和歌山県和歌山市四番丁三四番地　Y・M四番丁ビル二階　相続財産管理人　弁護士　西　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県うきは市浮羽町高見三八五番地、最後の住所福岡県うきは市浮羽町高見三八三番地四　被相続人　亡　田中　豊次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

福岡県うきは市浮羽町朝田五五九番地一一　相続財産管理人　司法書士　森部　光一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東諸県郡穆佐村字小山田六三番戸、最後の住所不詳　被相続人　亡　坂元兼四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

宮崎市生目台西一丁目一五番地二　相続財産管理人　司法書士　横山　茂

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月五日

東京都港区南青山二丁目一三番一〇号　株式会社カッシーナ・イクスシー　確定給付企業年金清算人　野中　明子

道北日本海側エリアにおける風力発電事業に係る対象事業の廃止の公告

左記会社は、環境影響評価法第三条の九第一項第一号及び環境影響評価法施行規則第一条の四第一項の規定に基づき、対象事業を実施しないこととしたので、左記のとおり公告します。

一　対象事業における事業者の氏名及び住所

北海道エネルギー開発株式会社　代表取締役　藤井　宏明　東京都港区東新橋一丁目九番二号

二　対象事業の名称、種類及び規模

道北日本海側エリアにおける風力発電事業　風力発電所設置事業（陸上）　発電所総出力　六〇〇、〇〇〇キロワット　風力発電機の総基数　約二〇〇基

平成二十八年一月五日

東京都港区東新橋一丁目九番二号　北海道エネルギー開発株式会社　代表清算人　野坂　照光

第35期決算公告

平成28年1月5日

埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫433番地11　**株式会社新和製作所**　代表取締役　髙井　章

貸借対照表の要旨

（平成27年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	382,310	流動負債	201,074
固定資産	183,815	固定負債	184,748
		株主資本	180,202
		資本金	22,000
		利益剰余金	158,202
		利益準備金	5,500
		その他利益剰余金	152,702
		（うち当期純損失）	(21,089)
		評価・換算差額等	101
		その他有価証券評価差額金	101
資産合計	566,125	負債・純資産合計	566,125